

内 容

- 1 はじめに
- 2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめの理解と考え方
 - ※ いじめの構造図
- 3 いじめ防止等のための対策
 - (1) いじめ対策委員会の設置
 - (2) 未然防止と早期発見のための対策
 - ア 日常的な指導による実態把握
 - イ 定期的な指導・調査等による実態把握
 - ※ いじめが疑われる言動 ～注意を要する表れ～
 - (3) 早期対応
 - (4) 中・長期的対策（継続的対策）
- 4 重大事態への対処
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態についての調査
 - (3) 調査結果の報告・情報の提供
 - ※ 報道機関への情報提供
 - (4) 再調査
 - (5) 再調査の結果を踏まえた措置
 - (6) いじめの解決

1 はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。

なぜなら、いじめは被害にあった子どもの「人間としての誇りや尊厳」を踏みにじり、「存在そのものを否定」し、命に関わる事態を招く可能性があるからです。

私どもは、職員一丸となって、いじめを受けている子どもを最後まで守り抜き、いじめをしている子どもには毅然とした指導を行います。

そして、全職員が「いじめは絶対に許されない、卑劣な行為である。」「いじめは、どの子どもにも起こりうる。」という意識をもち、それぞれの責任と役割を自覚して、いじめ防止に全力で取り組んでまいります。

また、生徒には「互いのよさを認め合い、いじめを根絶して、よりよい人間関係を築くことで、一人一人が民主的な共生社会を実現する推進者となる。」という自覚をもたせる指導を推進してまいります。

全職員が、平成 25 年 9 月に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を咀嚼・理解し、「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」及び「可美中学校いじめ防止等のための基本的な方針」に沿ってそれぞれの職務に専念することを確認しました。そして『生徒、保護者、地域の方々から信頼され、人間味あふれる可美中学校』の実現を目指して、邁進してまいります。

平成 30 年 4 月

浜松市立可美中学校長

杉山 真也

2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

ここで取り扱う「いじめ」とは、本校生徒に対して、その一定の関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

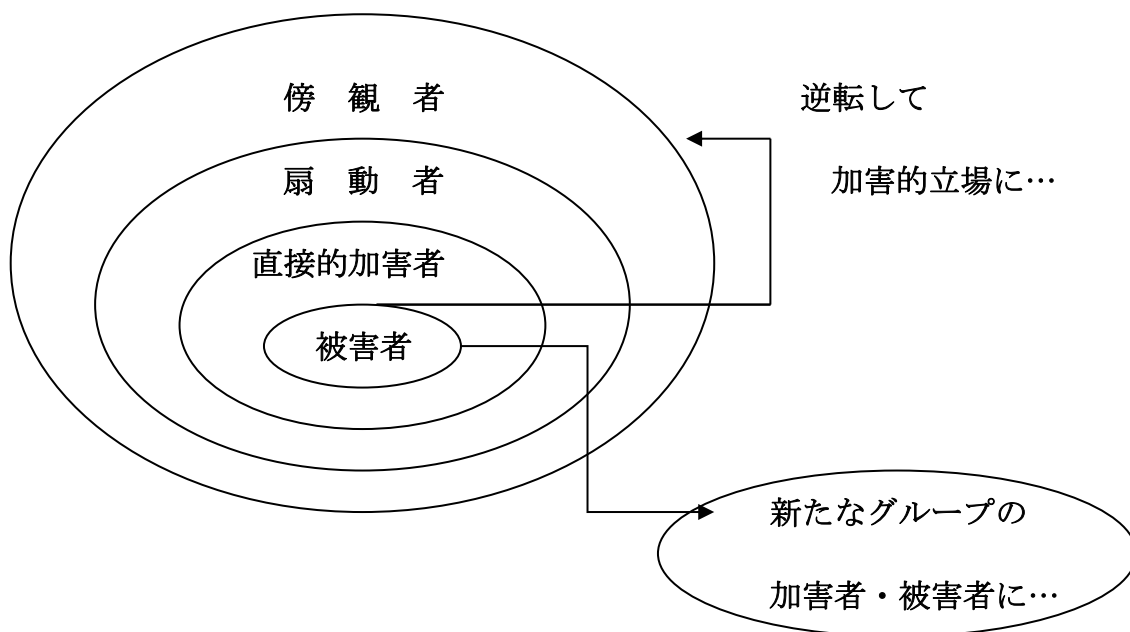
(2) いじめの理解と考え方

「いじめ」は、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」、「心身の健全な成長や人格形成」、「生徒の生命や身体、精神」を著しく損ねる犯罪的行為である。

つまり、「いじめ」は、人権、人格、人としての存在そのものを否定するような行為であり、「人間のいのちは地球よりも重い」という理念に立てば、「いじめ」は何人にも断じて許されるものではないことは明白である。

可美中学校の全職員・全生徒は、このことを理解し、日々の『はばたき』指導を始め、さまざまな教育活動の中での関わり合いにおいて、生徒と教職員間のみならず、学校・保護者・地域間それぞれの望ましい関係構築に努め些細な問題から「いじめ」にエスカレートさせることのないように、生徒理解と「いじめ」防止に全力で取り組むこととする。

※ いじめの構造図



※ 扇動者は、いじめ行為をおもしろがって、いじめに加担している。

※ 傍観者は、いじめ行為を制止・通報せず、いじめを容認している。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめ防止対策委員会の設置

本校では、『可美中学校いじめ防止対策委員会』を設置し、原則として以下の者によって構成する。

可美中学校いじめ防止対策委員会（毎月第1週に開催）

<学校職員>

校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 養護教諭 学年生徒指導担当

※必要に応じて参加

<学校職員>

学年主任 担任 部活動顧問

<教員以外>

スクールカウンセラー（SC） 学校評議員 PTA会長

スクールソーシャルワーカー（SSW）

(2) 未然防止と早期発見のための対策

本校では、以下のような取組をとおして生徒理解に努めるとともに、保護者や地域の理解と協力を得てさまざまな教育活動を展開する中で「いじめ」等の人間関係上の問題は未然に察知することができると思う。

ア 日常的な指導による実態把握

- (ア) 学級担任は、生徒が提出する「はばたき」を毎日確認し、記述内容や文字の乱れ、言葉遣い等から、生徒の状況（友人関係や家庭環境）、心理的变化等を把握する。
- (イ) 学級担任は、道徳の時間や学級活動の時間等において、いじめを題材とする教材を扱い、『「いじめ」は人間として絶対に許されない行為であることとともに、それを扇動したり傍観したりすることも「いじめ」を容認していることである』ことを計画的・継続的に行ったり情熱をもって語ったりする。
- (ウ) 授業者は、授業において、ある生徒が「冷やかし」や「からかい」「暴言」「無視」等によって傷つけられていないか常に確かめ、一人一人を大切にしたい分かりますやすい授業を展開する。
- (エ) 授業がなかった教員は、休み時間になったらすみやかに授業の行われる場所に移動する。それまで授業をしていた教員で、次の時間に授業がない場合、次の授業者が教室に来るまで教室に待機し、次の時間に授業がある場合は速やかに移動するなど、指導の隙をつくらぬよう心掛ける。
- (オ) 養護教諭は、保健室に来る生徒の言動に留意し、「いじめ」が疑われる場合は、カウンセリング的指導に当たるとともに関係職員に速やかに報告し早期対応する。

- (カ) 学年主任及び生徒指導主事は、日常の学校生活において、朝の登校のようすや昼休み、下校のようす等を見届け、暴力、暴言、孤立、集団、不穏な行動等の有無を確認し、元気のない生徒に声をかける。
- (キ) 部活動顧問は、日常の活動において、ある生徒が「冷やかし」や「からかい」「暴言」「無視」等によって傷つけられていないか常に確かめるとともに、勝負のみにこだわったり、技量の高い生徒だけに熱心に指導したりすることのないように自分を戒め、丁寧に適切な言葉遣いで指導に当たる。特にスキル習熟度の低い生徒が「いじめ」の対象とならないように慎重に留意する。
- (ク) 生徒や保護者との対話から、ネットワーク等でのいじめの把握に努める。被害生徒の希望があれば、加害生徒と保護者に投稿の削除を依頼する。

以上から、万が一、「いじめ」が疑われる場合は、速やかに学級担任・学年主任等に報告し早期対応する。

イ 定期的な指導・調査等による実態把握

- (ア) 学年主任は、学年集会において『「いじめ」は人間として絶対に許されない行為であることとともに、それを扇動したり傍観したりすることも「いじめ」を肯定していることである』ことを、情熱をもって語る。
- (イ) 生徒会顧問は、いじめ撲滅集会を企画・運営し生徒自身の手でいじめ撲滅を行うという雰囲気醸成に努める。また、各専門委員会顧問は、各委員会でいじめ撲滅のために行える活動を実行し、いじめ撲滅集会に協力する。
- (ウ) 生徒指導主事は、毎月第1週の可美中学校いじめ防止対策委員会において各学年からの報告を集約して「いじめ」の有無等を確認するとともに、定期的に実施する学校生活アンケートの回答から「いじめ」の有無等を確認する。可美中学校いじめ防止対策委員会においていじめと認定された場合は、いじめ認知報告書に記載し報告する。
- (エ) 教務主任は、各学校行事の目的の中に「いじめ」根絶を織り込み、それらの行事をとおして生徒の自浄力による団結、友情、達成感、成就感を味わわせるようにする。同時に、自尊感情や相互理解の意識を高めさせる。そして、学校評価によってそれらの成果と課題を把握し、次年度の教育課程編制のための資料とする。
- (オ) 管理職は、教育課程における道德教育や人権教育が計画的に取り組まれているか、学期ごとに確認し、教務主任、研修主任、道德教育推進担当等に、適宜、指導する。
- (カ) 管理職は、学校評価や学校評議員会等をとおして、おもに学校外における生徒の生活実態の把握に努めるとともに、学校における指導に対する理解を得たり、協力体制を依頼したりして、学校と地域との良好な関係づくりに努める。

※ いじめが疑われる言動等 ～注意を要する表れ～

<おもに加害生徒は…>

- | | | |
|---|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> うぜえ | <input type="checkbox"/> キモイ | <input type="checkbox"/> 臭い |
| <input type="checkbox"/> 関係ねえ | <input type="checkbox"/> 死ね (消えて) | <input type="checkbox"/> 知らねえ |
| <input type="checkbox"/> 絞めてやる | <input type="checkbox"/> 殺す | <input type="checkbox"/> あいつが悪い |
| <input type="checkbox"/> バカ・クソ・ブタ (叫び 威圧) | | <input type="checkbox"/> 友だちなんかじゃねえ |
| <input type="checkbox"/> 絶対許さん | <input type="checkbox"/> LINE で (動画) を流してやる | |

- ◆プロレスごっこを称して一方的に技をかける
- ◆足を引っかけて転倒させ、笑い物にする
- ◆相手の持ち物にいたずらをする (本を破る、ぬらす、捨てるなど)
- ◆靴やペンケース等を壊す (破壊行為)
- ◆掲示物にいたずらしたり、顔写真に画鋲を刺したりする
- ◆威圧的に詰め寄ったり威嚇したりする ◆机の中をあさる、かつてに持ち出す
- ◆SNS 上で個人名をあげてチャットを行う。
- ◆金品を強要したり、土下座を強要したりする
- ◆主従関係を強要し、一方的にさまざまな命令をする
- ◆机や椅子を蹴飛ばす ◆菌扱いする
- ◆ネットワーク上に動画等を投稿する
- ◆使用済のテーピング用テープを丸めて口の中に入れる
- ◆裸体や強要したポーズの画像 (動画) を LINE 上に公開する
- ◆LINE ブロックをする (LINE 上で仲間はずれにする、既読無視、未読無視など)

<おもに被害生徒は…>

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 誰も信じられない | <input type="checkbox"/> 何もしたくない (考えたくない、何やっても無駄) |
| <input type="checkbox"/> 友だちなんかいない (いなくてもいい、一人のほうがいい) | |
| <input type="checkbox"/> もう、どうでもいい | <input type="checkbox"/> 誰も助けてくれない |
| <input type="checkbox"/> 夜、眠れない (不安による不眠) | |
| <input type="checkbox"/> 死にたい (と口走る) | |
| <input type="checkbox"/> ………… (無言、何を聞いても無反応：最も危険な状態) | |
- ◆学習意欲をなくす 提出物を出さなくなる
 - ◆保健室を頻繁に訪れ、ため息をついたり、授業参加をしぶったりする
 - ◆職員室を頻繁に訪れ、教師にまわりつくようにふるまう (生徒集団からの逃避)
 - ◆友だちと遊ばなくなる (外出しなくなる)、一人で過ごすことが多くなる
 - ◆かかってきた電話に対応することを嫌がる
 - ◆イライラして、友だちの話題を嫌がる (家族や身の回りのものに八つ当たりする)
 - ◆ノートに殴り書きする (乱雑な文字、恨み言、ヘルプのサイン等)
 - ◆昼夜逆転した生活になっている (夜、眠れない)
 - ◆暑くても長袖を着ている (リストカットや打撲痕、タバコ痕を隠している)
 - ◆吐き気、胃腸障害、チック、無気力、円形脱毛…神経症が表れている
 - ◆拒食症、過食症、刃物を持ち出す (常に所持している)

※子どもたちの些細な言動を注意深く観察し、チームで早期対応にあたる。

(3) 早期対応

- ア 「いじめ」と疑われる行為を発見した場合は、発見者は直ちに、その行為を止める。暴力を伴う「いじめ」の場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- イ 「いじめ」と疑われる行為の発見・通報があった場合は、速やかに関係する生徒から個別かつ同時に聞き取りを行い、正確に実態を把握する。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重に配慮する。
- ウ 生徒や保護者から『いじめではないか』との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、直ちに関係生徒からの聞き取りを行う。
- エ 校長及び教員は、生徒がいじめを行っていることを確認できたとき、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加えることとする。

(4) 中・長期的対策（継続的対策）

- ア いじめられた生徒やいじめの通報者の安全を確保するとともに、いじめられた生徒は学校内のみならず、地域や警察等の協力を得て徹底して守りとおすことを、あらかじめ集会等で伝えておいたり、実際に授業や休憩時間における生徒の動向の見届けをしたりする。
- イ いじめられた生徒にとって信頼できる教師であるとともに、当該生徒を支えカウンセラー的に寄り添う中心的存在とした校内体制をつくり、生徒の変容を観察・記録していく。
- ウ いじめられた生徒の話を、いじめられた生徒の立場に立ってよく聞くとともに、自尊感情を高め、希望をもたせるような言葉かけを行う。
- エ いじめの加害者、扇動者に対しては、その行為・考え方の裏に「抱えている問題」がないか、保護者と協力しながら三者面談等から探り、不満やストレス、悩み等があっても、いじめに向けるのではなく、運動や読書等で発散できる忍耐力・切り替え力等をはぐくむように努める。
- オ いじめた生徒に対しては、別室（静かに内省できる部屋）で、いじめ行為の重大な責任を自覚させるとともに「いじめ根絶」の考えを理解させるための指導を継続的に行う。
- カ いじめた生徒に繰り返し継続的な指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合には、教育委員会、所轄警察署・児童相談所等と連携して対応する。
- キ いじめの構造における「傍観者」をつくらないように、生徒への語りかけや、掲示物の作成等を通して雰囲気醸成に努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめによる「重大事態」を次の2つの様態または疑いと捉える。

- ア いじめによって、生徒の生命・身体及び財産に重大な被害が生じるおそれがある（実際に被害が生じている）と認めるとき。
- イ いじめによって、相当の期間（一定の期間、連続して欠席している、あるいは年間30日を目安とした欠席日数）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、アに該当するとき（実害が生じる前：「おそれがある」段階から）は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、「生徒や保護者からの訴えがあった」場合や「いじめによるものか判断（確定）できないが重大事態に至った」場合等については、速やかに市教育委員会に相談する。

(2) 重大事態についての調査

いじめによる「重大事態」の事実確認のために、関係生徒（学級、学年、全員）に対する質問紙や面談、家庭訪問等、適切な方法により調査を行う。

(3) 調査結果の報告・情報の提供

前項の調査を行ったときは、当該調査に係る「いじめを受けた生徒及びその保護者」に対して、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。

また、学校から市教育委員会へ速やかに報告し、必要な情報を提供する。

※ 報道機関への情報提供

窓口は教頭とし、個人情報保護について十分配慮した上で、誠実に正確かつ一貫した情報を提供する。断片的な情報や曖昧な言い方で誤解や不信を招いたり、断定的な言い方で保身・弁解したりすることがないように、十分留意する。

(4) 再調査

再調査が行われる場合は、これに協力する。

(5) 再調査の結果を踏まえた措置

市長、市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、指導主事や専門家の派遣、加配等の必要な措置をとるが、学校はその措置を受け入れ、必要な指導体制を整える。

(6) いじめの解決

いじめが解決したかどうかは「本人が学校に来られる状況にある」「加害生徒への指導がすんでおり、被害生徒が指導に納得している」「今後、同様の問題が当該生徒間で発生する可能性が低い」「いじめが行われていない状態が3か月続いている」「被害者が心身ともに苦痛を感じていない」という項目を満たしているかどうかを基準とし、「被害者が安心して学校に来られるようになったかどうか」という観点から、可美中学校いじめ防止対策委員会で検討後、校長が最終的に判断する。